

甲州市開発行為等に係る公共施設等の引継ぎ要領

平成17年11月1日

告示第16号

改正 令和8年3月2日 告示第12号

(趣旨)

第1条 この要領は、甲州市開発行為等指導要綱（令和8年甲州市告示第11号。以下「指導要綱」という。）第19条の規定により、公共施設等の引継ぎについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、指導要綱の適用を受ける開発行為等について適用する。

(引継ぎの申請)

第3条 開発者は、開発行為等に係る工事が完了したときは、速やかに引継申請書（様式第1号）に施設ごとの様式各号の調書を添えて市長に提出するものとする。

(引継ぎ検査)

第4条 市長は、前条の引継申請書の提出があったときは、当該公共施設等の引継ぎ検査を行うものとする。

(引継ぎ)

第5条 市長は、前条の引継ぎ検査の完了後に、当該公共施設等を開発者から引継ぐものとする。ただし、第7条に規定する手直し工事を必要とするものについては、当該手直し工事完了後、開発者は速やかに引継ぎ検査を受けるものとし、市長は当該検査の完了後に引継ぐものとする。

2 市長は、前項の規定により公共施設等の引継ぎが完了した場合は、引継受納書（様式第2号）を当該開発者に交付するものとする。

(中間検査等)

第6条 市長は、公共施設等の引継ぎのため必要があると認めるときは、第4条に規定する引継ぎ検査のほか、中間検査その他必要と認める検査を行うものとする。

2 中間検査は、開発者が工事に着手し、工事が完了するまでの間におい

て、市長が必要と認める時期に行うものとする。

(手直し工事)

第7条 中間検査又は引継ぎ検査の結果、不備な箇所があり、修復又は改良の措置を要するものについては、開発者は、市長の指示に従い手直し工事を行うものとする。

(瑕疵担保)

第8条 この要領の規定により、甲州市に移管となった公共施設等について移管後2年以内に発見された瑕疵は、開発者の責任においてこれを補修するものとする。

2 前項の瑕疵を起因として生じた損害については、開発者がその賠償をするものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成17年11月1日から実施する。

2 この要領の実施の際、現に開発中の事業及び開発に係る工事が完了しているもので、公共施設等の引継ぎが完了していないものについては、この要領の規定を適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

引 継 申 請 書

(宛先) 甲州市長

住 所

開発者

氏 名

甲州市開発行為等指導要綱第 19 条の規定に基づく公共施設等の引継を別紙関係図書を添えて申請します。

年 月 日

引 継 受 納 書

様

甲州市長



年 月 日付で引継申込を受けた公共施設は、年 月 日で受納
しました。

引 継 を 受	所在地 甲州市
け た 公 共 施 設 の 表 示	明 細
備 考	

様式第 3 号

道路関係施設引継調書

名称					
所在地	甲州市				
施設概要	面積	勾配	幅員	延長	備考
	m ²	%	m	m	
構造					

様式第 4 号

水路関係施設引継調書

名 称					
所在地	甲州市				
施 設 概 要	面 積	勾 配	幅 員	延 長	備 考
	m ²	%	m	m	
構 造					

様式第 5 号

公園関係施設引継調書

名 称		
所 在 地	甲州市	
施 設 概 要	面 積	
	計画人口	
	公園面積	
	緑地面積	
	区域に対する公園率	
	区域に対する緑地率	
	計画人口に対する公園率	
備 考		

様式第 6 号

各 緑 地 箇 所 調 書

名 称					
所 在 地	甲州市				
沿革の概要					
緑地概要	総面積	残地緑地	法面緑地	法面勾配	備考
	m ²	m ²	m ²	%	

様式第7号

消防関係施設引継調書

名称				
所在地	甲州市			
施設概要	面積	容量	基数	備考
	m ²	m	基	
構造				

様式第 8 号

水道関係施設引継調書

名 称					
所在地	甲州市				
施 設 概 要	管 種	管 径	延 長	深 さ	備 考
		mm	m	m	
構 造					

様式第 9 号

下水道関係施設引継調書

名 称					
所在地	甲州市				
施 設 概 要	管 種	管 径	延 長	深 さ	備 考
		mm	m	m	
構 造					